

○子どもを犯罪から守る対策推進要領

平成19年3月30日

生企第1731号

警察本部長

子どもを犯罪から守る対策推進要領の制定について（通達）

子どもを犯罪から守る対策については、女性・子どもを守る施策推進要領（平成12年埼
例規第79号・生安）に基づき推進してきたところであるが、依然として全国的に子どもが
被害者となる凶悪事件が発生し、県民が治安に対する不安感を高める一因となっている。

そこで、子どもを守るための具体的な対策とその推進要領として、みだしの要領を別添
のとおり制定し、子どもを犯罪から守るための対策を一層推進することとしたので、誤り
のないようにされたい。

別添

子どもを犯罪から守る対策推進要領

第1 趣旨

この要領は、子どもを犯罪から守る対策の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 子どもを対象とする犯罪 18歳以下の者に対する犯罪であり、被害者となった子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、保護者を始めとする地域住民の治安に対する不安感を著しく高めるものをいう。
- (2) 声かけ事案 18歳以下の者に対し、犯罪行為には至らないが、「声をかける」、「手を引く」、「肩に手を掛ける」、「後をつける」等の行為で、略取・誘拐罪、性犯罪等の重大な犯罪の前兆としてとらえられる事案をいう。
- (3) 不審情報 子どもを対象とする犯罪、声かけ事案及び不審者の出没等に関する情報をいう。

第3 推進要領

1 警戒活動等の強化

- (1) 通学路等又は登下校時間帯を考慮した警戒活動の強化

子どもに対する犯罪が発生しやすい通学路、学校周辺、公園等の場所及び子どもが被害者となる犯罪が発生した地域における登下校時間帯を中心に、制服警察官による警ら警戒活動等「見せる活動」の強化を図ること。

また、学校、教育委員会等から学校等への立ち寄り、学校施設内のパトロール等について要請があった場合は、その必要性、効果的な実施方法等について学校、教育委員会等と十分な協議を行い、適切な対応を図ること。

- (2) 子どもを対象とする犯罪への迅速な対応

子どもが被害者となる犯罪は、社会的反響が大きいことから、その未然防止に努めることはもちろん、発生した場合は迅速に対応し、連続犯又は同種事件の続発の防止に万全を期すこと。

- (3) 声かけ事案に対する的確な対応

声かけ事案を行った、又は行うおそれのある者（以下「不審者」という。）を発見し、又は地域住民等から不審者についての通報を受けた場合は、当該不審者に対する積極的な職務質問を実施するとともに、各種照会を徹底し、刑法その他の刑罰法令に触れる行為がある場合は検挙等の措置を講じ、それに至らない場合であっても事案の内容に応じて行為者に対する指導警告を行うなどにより犯罪の未然防止を図ること。

(4) 不審者に関する相談等に対する迅速な対応

学校付近に不審者が出没している、通学路に暗がりがあり子どもが心配であるなどの相談を地域住民等から受けた場合は、警ら警戒活動の強化その他の必要な措置を迅速に講じるとともに、5に定めるところを踏まえ、防犯灯の設置等の安全・安心なまちづくりについて市区町村等関係機関団体に働き掛けること

2 不審情報の把握と地域住民等との共有化

(1) 不審情報の把握と分析

学校、教育委員会等との連携を図り、あらゆる活動を通じて、不審情報の積極的な把握と子どもを犯罪から守るために必要な情報の交換が迅速的確かつ遺漏なく行われるよう配慮すること。

また、把握した不審情報は、発生場所、時間帯、手口、内容等の分析を行い資料化して、部門間での共有化を図ること。

(2) 地域住民等に対する不審情報の積極的提供

把握及び分析した不審情報については、講習会、会合等の場及びホームページ、メールマガジン、ミニ広報紙、新聞折込チラシ等あらゆる広報媒体を活用した効果的な提供に努め、地域住民等との共有化を図るとともに、必要な情報が時機を失することなく迅速に伝達されるよう、電子メール又はファックスによるネットワークの構築及び活用を図ること。

なお、不審情報の提供に当たっては、提供しようとする不審情報の内容を精査し、被害者の二次的被害防止、プライバシー保護及び犯罪捜査に配慮した上で、その是非について慎重に判断すること。

3 地域住民等による子どもを守る活動の促進

(1) 防犯ボランティア等による活動の促進とネットワークの整備

地域で活動する防犯ボランティア、少年指導委員、地域防犯推進委員等に対して、登下校時間帯におけるパトロール又は見守り活動の実施を働き掛けるなど、防犯ボランティア等の活動の促進を図ること。

また、防犯ボランティア等への情報提供及び防犯ボランティア等からの通報が迅速かつ確実になされるよう、子どもが行方不明になった場合の迅速な捜索、発見活動等を行うためのネットワーク等の既存組織の活用を図るとともに、コンビニエンスストア経営者、ガソリンスタンド経営者、タクシー事業者、宅配業者等地域に密着して営業活動を行っているものを幅広く取り込むなど、体制に配慮したネットワークの整備を推進すること。

(2) 子ども110番の家に対する支援

子ども110番の家の適切な活動が行われるよう、ネットワークの構築を図り、不審情報の提供、子どもが駆け込んできた場合の保護要領、警察への通報要領等について講習会等を開催するなどにより支援とその活性化を推進すること。

(3) 退職警察官の活用

防犯活動等について豊富な知識及び経験を有する退職警察官については、スクールサポーター又はスクールガードリーダーとしての選任を進めているところであるが、これらの活動は学校及び地域の安全に大きく貢献できるものとして地域住民等の期待も高いことから、関係機関と連携を図り、積極的な活用に努めること。

4 子どもの犯罪被害防止教育

(1) 学校等に対する働き掛けと職員の積極的派遣

学校等に対して、子どもの被害防止教育を積極的に行うよう働き掛けるとともに、被害防止教室等への講師の派遣要請があった場合は、職員を積極的に派遣すること。

また、派遣した被害防止教室等において、防犯ブザー、防犯ホイッスル等の防犯機器の効果について教示するとともに、実際に音を出し使用させるなど事案発生時を想定した実践的訓練による使用方法の指導を行うこと。

(2) 防犯指導班、非行防止指導班の活用

子どもに対する被害防止教室等の実施に当たり、必要により生活安全部生活安全総務課の防犯指導班ひまわり、同部少年課の非行防止指導班あおぞらとの連携を図り、子どもの連れ去り、不審者の学校侵入等に対する実践的な対処方法及び子ど

も自身の危険回避能力を身につけさせるよう配慮すること。

(3) 被害を受けた子どもに対する支援

被害を受けた子どもへの支援に当たっては、事件の態様、身体的精神的被害の状況等を勘案して、可能な限り少年相談専門員、少年補導員、少年担当の女性警察官等の適任者に担当させるとともに、必要に応じて少年サポートセンターと連携し、カウンセリング等の継続的支援を実施するなど適切な対応を推進すること。

5 通学路等における安全・安心まちづくり

(1) 通学路周辺の危険箇所の点検及び改善活動の促進

市区町村、学校、PTA、防犯ボランティア団体による自主的な活動の促進を図り、過去に子どもが犯罪にあった箇所、声かけ事案等が発生した箇所、通学路、学校周辺、公園、地下道、空き屋等保護者、教員等の大人の目が届きにくい箇所等子どもに対する犯罪の発生が懸念される危険箇所を把握させること。

なお、把握した危険箇所については、「安全・安心まちづくり」の推進について（平成18年生企第5236号）別紙1（道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等の整備及び管理に係る防犯上の留意事項）を踏まえ、市区町村、学校、PTA、防犯ボランティア団体と連携を図り、点検を実施し、必要に応じて速やかな改善措置がとられるよう市区町村等又は管理者に対して働き掛けること。

(2) 学校等の施設整備

ア 要望を踏まえた非常通報装置の整備

小学校、幼稚園、保育所等から非常通報装置の設置要請があった場合は、これに迅速かつ適切に対応するとともに、平素から当該非常通報装置を点検整備することによりの確な運用が図られるよう指導すること。

イ 学校等の施設、防犯設備、対応要領の整備等への協力

学校等では、不審者の侵入防止、不審者侵入時の対応等に係る対策を強化するため、防犯に配慮した施設、防犯設備の設置、侵入時に対応するための器具の備付け、対応要領の整備等に努めているところであり、警察としては、各種機会を通じ、それぞれの学校等において真に効果的な対応が図られるよう、連携協働して施設、防犯設備、対応要領等の点検を行うなど、その整備に協力すること。

実施日

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

【様式別表省略】